

~3つの基礎年金があります~

国民年金特集 2013



国民年金は、国が運営する公的年金です。20歳から60歳までの全ての方が公的年金に加入します。終身年金なので、受給開始から生涯にわたり老齢基礎年金を受け取ることができるほか、けがや病気、万一のときも障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れます。

保険料を納付して、年金を受け取ることは、義務であり権利です。

◆ 繰り上げ受給
老齢基礎年金の受給開始年齢
希望すれば60歳から65歳になります。
これまでの間でも繰り上げて受給

老齢基礎年金の年金額
20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料を全て納めると、満額の老齢基礎年金が受け取れます。
※60歳から65歳になるまでの間に任意加入（第2号被保険者を除く）をして、満額の年金に近づけることができます。

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金や共済組合の加入期間などを合算した期間が、原則として25年以上必要です。（平成27年10月からは10年に短縮されます）

3つの基礎年金

① 老齢基礎年金

◆ 繰り下げ受給
希望すれば66歳以降、繰り下げて年金を受けることができます。請求した時に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

老齢基礎年金額（満額）：786,500円（月額65,541円）

（平成25年4月から9月までの年金額＜平成24年度と同額＞）

※免除期間がある場合、その月数と免除になった保険料の割合に応じて減額になります。

【減額になる割合】全額免除：4/8（2/6） 4分の3免除：5/8（3/6）

半額免除：6/8（4/6） 4分の1免除：7/8（5/6）

[かっこ内の数字は平成21年3月以前に免除期間がある場合]

※平成25年10月以降（12月支払分以降）の年金額は、4月から9月分までの額から1.0%引き下がることになります。

障害基礎年金は、次の条件の全てに該当する方に支給されます。

条件その1（初診日）

20歳前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上いる間に、障害の原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ受給の方は除きます。



条件その2（障害の程度）

障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日ににおいて、国民年金の障害等級1級または2級のいずれかの状態になっていること。

条件その3（保険料納付）

次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。
①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。
②初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保

障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となつ

初診日とは？

傷病（障害の原因となつた病気やけが）について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
※同一傷病で転医があった場合は、一番最初に診療を受けた日が初診日となります。

障害基礎年金の年金額

（平成25年4月から9月までの年金額）

1級障害 983,100円+子の加算額
2級障害 786,500円+子の加算額

子2人まで	（子1人につき）	226,300円
子3人目から	（子1人につき）	75,400円

※18歳到達年度末日までの間にある子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満）がある場合、加算されます。

※平成25年10月以降（12月支払い分以降）の年金額は、4月から9月分までの額から1.0%引き下がることになります。

た傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

遺族基礎年金支給の要件

遺族基礎年金の年金額

(平成25年4月から9月までの年金額)

子のある妻に支給されるとき

786,500円+子の加算額

子に支給されるとき

786,500円+2人目以降の子の加算額
(子の数で割った額が1人当たりの額)

子2人まで	(子1人につき) 226,300円
子3人目から	(子1人につき) 75,400円

※平成25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額
は、4月から9月分までの額から1.0%引き下がることになります。



遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によつて生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

③ 遺族基礎年金

た傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であつた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

保険料の納付要件

前記①または②の場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること、もしくは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、直近1年間に、保険料の未納期間がないことが必要です。

対象となる「子」とは？

死亡時、18歳になつた年度の年度末までの間にある子（または2級の障害の状態にある子）で、かつ婚姻をしていない

遺族基礎年金支給の要件

い子が対象です。死亡時、胎児であつた子も出生以後に対象となります。

生計維持とは？

「死亡した方によつて生計を維持されていた方」とは、死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、年収850万円の収入を将来にわたり得られない方です。

死亡一時金とは？

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が死亡したときに遺族に支給されます。

遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で、死亡したときに生計を同一にしていた方です。

第1号被保険者の 独自給付

自営業の方やその配偶者の方、20歳以上の学生やアルバイトの方、任意加入被保険者など、『第1号被保険者』へは、独自給付として「寡婦年金」、「死亡一時金」および「付加年金」があります。

寡婦年金とは？

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある

付加年金とは？

定額の保険料に月額400円の保険料（付加保険料）を上乗せして納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。

※農業者年金に加入されている方は納付が必要です。
※国民年金基金に加入されている方は納付ができません。

国民年金保険料

国民年金の保険料（平成25年度）

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払(前納) 【割引額】		89,510円 730円お得	177,280円 3,200円お得
口座振替(前納) 【割引額】	14,990円 50円お得	89,210円 1,030円お得	176,700円 3,780円お得
現金支払(月々)	15,040円	90,240円	180,480円

国民年金の保険料は、支払金額は、夫の第1号被保険者期間について老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3になります。
※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は請求できません。